



令和 7 年 3 月 2 1 日
海 上 保 安 庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

～災害給付における給付基礎額、介護給付額等を改定～

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行うため、標記政令が、本日閣議決定されました。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和 28 年政令第 62 号。以下「施行令」という。)においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和 28 年法律第 33 号)に基づき、海上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に、国が給付すべき災害給付の金額等が定められている。

具体的な金額等については、国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号。以下「補償法」という。)の補償制度や一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)に規定される俸給月額等を参考としている。

2. 概要

(1) 給付基礎額及び扶養親族(配偶者及び子)に係る給付基礎額の加算額について(施行令第 3 条第 1 項、第 2 項関係)

令和 6 年 12 月に給与法の一部が改正され、同法に定める俸給月額及び扶養手当が改定されたことから、これに合わせ、施行令における給付基礎額及びその加算額を改定することとする。

① 給付基礎額

ア 基本額(俸給月額の日額) : 9,100 円(現行) → 9,700 円(改定後)

イ 限度額(俸給月額の日額) : 14,200 円(現行) → 14,500 円(改定後)

② 扶養親族に係る給付基礎額の加算額(扶養手当の日額)(令和 8 年度以降)

ア 配偶者 : 217 円 → 廃止

イ 子 : 333 円 → 433 円

(2) 介護給付について(施行令第 4 条の 2 第 2 項関係)

補償法に規定する「介護補償」の月額が上げられる予定であることから、施行令においても同様に「介護給付」の月額を改定することとする。

① 常時介護を要する場合

ア 有償介護の場合の限度額 : 177,950 円 (現行) → 改定なし

イ 家族等介護の場合の月額 : 81,290 円 (現行) → 85,490 円 (改定後)

② 随時介護を要する場合

ア 有償介護の場合の限度額 : 88,980 円 (現行) → 改定なし

イ 家族等介護の場合の月額 : 40,600 円 (現行) → 42,700 円 (改定後)

3. 今後のスケジュール

公 布 : 令和7年3月26日

施 行 : 令和7年4月1日

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 給付基礎額の基本額を九千七百円に、同基本額の限度額を一万四千五百円に、それぞれ引き上げるものとすること。
(第三条第一項関係)

第二 扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を廃止し、扶養親族たる子に係る同加算額を四百三十
三円に引き上げるものとすること。
(第三条第二項関係)

第三 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万五千四百
九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万二
千七百円に、それぞれ引き上げるものとすること。
(第四条の二第二項関係)

第四 その他所要の改正を行うものとすること。

第五 この政令は、令和七年四月一日から施行するものとすること。
(附則第一条関係)

第六 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとすること。
(附則第二条から第四条まで関係)

政令第 号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の各号」を削り、同条第三号中「及び第三条第二項第一号」を削り、同条第七号中「責に」を「責めに」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に、「当る」を「当たる」に、「当つた」を「当たつた」に改め、同条第九号中「外」を「ほか」に、「当つた」を「当たつた」に改める。

第三条第一項中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第二項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十三円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十三円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三

項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第四条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

第三条 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきもの

についての改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（第一条第三号に規定する配偶者をいう。以下この項において同じ。）」と、「四百三十三円」とあるのは「三百八十三円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

第四条 改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付における給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行う等の必要があるからである。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付の対象とならない者）</p> <p>第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第三号、第五号及び第六号に掲げる者については、第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に該当しない者であつて、海上保安庁長官において、その現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認めるものを除く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）又は直系血族</p> <p>四〇六（略）</p> <p>七 現行犯人の当該犯罪を誘発した者その他被害者の当該被害の発生につき責めに任ずべき者</p> <p>八 警察官その他法令に基づき当該犯罪の捜査に当たつたべき者が制止したにもかかわらず、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた者</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官において、その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当しないと認める者</p>	<p>（給付の対象とならない者）</p> <p>第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、第三号、第五号及び第六号に掲げる者については、第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に該当しない者であつて、海上保安庁長官において、その現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認めるものを除く。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第三条第二項第一号において同じ。）又は直系血族</p> <p>四〇六（略）</p> <p>七 現行犯人の当該犯罪を誘発した者その他被害者の当該被害の発生につき責めに任ずべき者</p> <p>八 警察官その他法令に基づき当該犯罪の捜査に当るべき者が制止したにもかかわらず、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた者</p> <p>九 前各号に掲げるものの外、海上保安庁長官において、その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当しないと認める者</p>

(給付基礎額)

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千七百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千五百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号に該当する扶養親族については一人につき四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、それぞれ加算して得た額とする。

(削る)

一五 (略)

3 協力援助者に十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子がある場合における給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額とする。

(介護給付)

第四条の二 (略)

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月に

(給付基礎額)

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百十三円を、それぞれ加算して得た額とする。

一 配偶者

二六 (略)

3 協力援助者に十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある扶養親族たる子がある場合における給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額とする。

(介護給付)

第四条の二 (略)

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月に

つき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） 八万五千四百九十円

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下である場合に限る。） 四万二千七百円

つき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円以下である場合に限る。） 八万二千二百九十円

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下である場合に限る。） 四万六百元

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）（抄）	1
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）	1
○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）	3
○職員の災害補償（昭和四十八年人事院規則一六一〇）（抄）	4
○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	4
○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）	4

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）（抄）

（国の給付の特例）

第三条 国は、左に掲げる場合には、この法律の定めるところにより、給付を行うものとする。

一 （略）

二 海上における殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体又は財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、かつ、海上保安官がその場にいる場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕又は当該犯罪による被害者の救助に当たつた者（政令で定める者を除く。）が、そのため災害を受けたとき。

（給付の種類）

第五条 この法律により行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養給付（協力援助者（第三条に規定する場合において海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たつた者を含む。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかつた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）
 - 二 傷病給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する障害に対する給付）
 - 三 障害給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つた場合においてなお存する障害に対する給付）
 - 四 介護給付（協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付）
 - 五 遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）
 - 六 葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）
- 2 前項に掲げる給付のほか、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付の範囲、金額、支給方法等）

第六条 前条の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参し、やくして政令で定める。

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（給付の対象とならない者）

第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（以下「法」という。）第三条第二号の政令で定める者は、次の各号に掲げる

者とする。ただし、第三号、第五号及び第六号に掲げる者については、第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号に該当しない者であつて、海上保安庁長官において、その現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認めるものを除く。

一・二 (略)

三 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第三条第二項第一号において同じ。）又は直系血族

四く六 (略)

七 現行犯人の当該犯罪を誘発した者その他被害者の当該被害の発生につき責に任ずべき者

八 警察官その他法令に基き当該犯罪の捜査に当るべき者が制止したにもかかわらず、現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた者

九 前各号に掲げるものの外、海上保安庁長官において、その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たつた行為が海上保安官の職務に協力援助したものに該当しないと認める者

(給付基礎額)

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする。

一 配偶者

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 協力援助者に十五歳に達する日以後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある扶養親族たる子がある場合における給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子

の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算して得た額とする。

(介護給付)

第四条の二 (略)

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円以下である場合に限る。） 八万二千二百九十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月にける介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六千六百円以下である場合に限る。） 四万六千六百円

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）

(介護補償)

第十四条の二 (略)

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

(労働基準法等との関係)

第二十三条 この法律に定める補償の実施については、これに相当する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法、船員法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付の実施との間に

おける均衡を失わないように十分考慮しなければならない。

○職員の災害補償（昭和四十八年人事院規則一六一〇）（抄）

（介護補償の月額）

第二十八条の三 介護補償の月額は、前条の表に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、労働者災害補償保険法第十九条の二の規定により厚生労働大臣が定める額に準じて人事院が定める額とする。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が八万二千二百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者に介護を受けた日があるとき。 八万二千二百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が八万二千二百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、「八万二千二百九十円」とあるのは「四万六百元」と読み替えるものとする。